

令和 6 年度

事業計画書

障がい者支援施設 幌延町立北星園
就労継続支援事業所 安心生産農園
共同生活援助事業所 北 の 星
相談支援事業所 ひだまり

社会福祉法人 幌延福社会

目 次

基本理念	1
Ⅰ．はじめに	2
Ⅱ．重点目標	2
Ⅲ．北星園（障害者支援施設）運営計画	3
1．サービスの概要、定員等	3
2．利用者本位の支援の充実	4
3．利用者の健康管理と健康支援の促進	4
4．楽しい生活の提供	5
5．職員の資質の向上と人材育成の促進	5
6．日中活動の支援の充実	5
Ⅳ．安心生産農園（就労継続支援事業所）運営計画	6
1．サービスの概要、定員等	6
2．利用者の働く場の充実	6
3．職員研修と作業技術の専門性確保	7
4．作業内容	7
Ⅴ．北の星（共同生活援助事業所）運営計画	8
1．サービスの概要	8
2．定員等	8
3．利用者本位支援とホーム生活の充実	9
4．職員の資質の向上と人材育成の促進	9
5．地域との共生	9
6．各事業所との連携	9
7．防災体制の整備、強化	9
Ⅵ．ひだまり（相談支援事業所）運営計画	10
Ⅶ．利用者の権利擁護	11
北星園の職員行動基準	12
令和6年度 研修等計画	16
令和6年度 行事予定	17

基 本 理 念

北星園等はノーマライゼーション理念に基づき、利用者の人権と選択の自由を最大限に尊重し、利用者主体の当たり前の生活が送れるよう支援します。

そして、日常生活や生産活動、日中活動等を通して利用者の思いや願いを実現するために、次のような基本姿勢で運営していきます。

- (1) 利用者の人権を尊重し、利用者と職員が相互信頼と共感に基づいた生活の場や活動の場づくりに努めます。
- (2) 利用者の意向を十分に尊重し、個々のニーズや障害特性に応じた福祉サービスを提供します。
- (3) 地域生活を希望する利用者には移行に努めるとともに、地域ニーズに対応した施設づくりをめざすと共に、地域における社会福祉の増進に努めます。
- (4) 保護者や家族及び関係機関との連携を密にし、相互協力のもと利用者のサービス提供にあたります。
- (5) 職員は専門職としての意識を高め、常に利用者の立場に立って行動します。又、職員の相互協力により円滑な施設運営を図ります。

I. はじめに

北星園は昭和 49 年に開設され、今年 50 周年の節目を迎えることができました。

この間、福祉制度も「措置から契約」、「指導から支援・サービス」へと時代と共に大きく変化してきました。また、北星園やグループホームの改築等により居住環境も改善され、利用者の生活も大きく変わってきました。運営面では民営化により幌延町から社会福祉法人幌延福祉会に運営主体が移管され、求められるニーズに柔軟、迅速及び効率的に対応出来るようになりました。

50 年の歩みの中で、多くの方に支えられ、北星園を基点として利用者の地域移行を進めるための「北の星」、福祉的就労の場を提供する「安心生産農園」、障がい者への相談支援を行う「ひだまり」等、利用者ニーズに応じて着実に事業展開を進めてくることが出来ました。今後、さらに充実、発展させていかなければならないと考えています。

利用者支援する上で人材確保は欠かすことはできません。人材不足に大変苦慮していますが、特定技能外国人 4 名を昨年度に引続き、採用して行きます。

利用者サービス向上を目指す上では財政基盤の強化は大きな課題になります。「収入を増やし支出を抑える」を基本に収支のバランスをとりながら事業展開を進めることが重要になります。利用者の確保と利用率の向上が基本になりますので、事業所ごとにその努力を払い将来の安定経営を確立していきます。

利用者の重度高齢化や障がいの多様化等各事業所で抱える課題を整理しながら中長期的な展望を持ち、サービスを利用する総勢 103 名の利用者の皆さんに職員 83 名で、何よりも利用者目線に立ったサービスの提供を目指していきます。

II. 重点目標

- (1) 利用者の「安全と健康」の確保と利用者の「ニーズに基づく質の高いサービス」を提供する。
- (2) 利用者の人権尊重及び権利擁護を推進する。
- (3) 職員の人材を確保すると共に人材の育成と資質の向上を図る。

Ⅲ. 北星園（障害者支援施設）運営計画

入所期間の長期化等に伴い、高齢化や重度化が進み、心身の機能低下が著しい利用者が急増しています。医療、介護面でのケアを必要とする利用者が多くなっているため、医療との連携を図りながら介護スキルの向上に努め高齢化への対応を行っていきます。

一方、新規利用者は自閉症等発達障害や精神障害、強度行動障害等処遇困難ケースを有している方も多く入所しているため障害特性や環境要因を踏まえ、意思統一を図りながらチームとして適切に支援出来るようにしていきます。

日中活動では訓練棟活動や多目的住宅の活用によるおひさま活動をはじめヨガ講師による体操教室、リハビリ、レクリエーション等活動内容の充実を図っていきます。

北星園の抱えている重度高齢化や年齢、障害等の多様化の課題に対応するため、各係、勤務編成会議等で日課、行事、活動内容等を見直しながら支援、介護を進めていきます。

生活介護事業については、職員及び利用者の確保、報酬等を勘案して定員を 65 名から 60 名に変更し効率的な運営を行っていきます。

利用者が安全で安心した生活を送れるように職員の安全に対する意識改革を図りながらコロナ感染予防や事故防止等に十分注意を払い、利用者のニーズに基づき当たり前の生活が実現できるように努めていきます。

1. サービスの概要・定員等

（1）施設入所支援

① 概 要

施設に入所する障がい者につき、主として夜間において、入浴、排泄又は食事の介護、生活等に関する相談及び助言その他必要な日常生活の支援を行う。

② 定 員

60名

③ 現 員

53名（男30名・女23名）

④ 平均年齢

60.4歳（男57.7歳・女63.12歳・最高齢89.1歳・最年少20.0歳）

（2）生活介護

① 概 要

常時介護を必要とするものにつき、主として昼間において、入浴、排泄及び食事等の介護、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談および助言、その他の必要な日常生活上の支援、創作活動又は生産活動の提供、その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行う。

② 定 員

60名

③ 現 員

63名（男36名・女27名）

（3）短期入所

① 概 要

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障がい者等につき、短期に入所させ、入浴、排泄又は食事の介護その他必要な支援を行う。

② 定 員

2名

2．利用者本位の支援の充実

- （1）本人及び保護者の意向を重視した支援計画の作成とサービスの提供
- （2）利用者の状況に応じ、支援方法、内容等を見直しの確な支援を提供
- （3）利用者に適時情報を提供し、意見、要望を盛り込み、利用者主体の生活や活動を支援（自己決定、自己選択）
- （4）職員間での情報の共有、支援（意識）の統一、「報告・連絡・相談」の徹底

3．利用者の健康管理と健康支援の促進

- （1）衛生、疾病予防のための支援
 - ・うがい、手洗い、外出時のマスク等実施の徹底
 - ・スーパードライブによる感染予防のための消毒等の徹底
 - ・清掃、洗濯等のハウスキーピングの充実
 - ・早期発見、早期治療（血液検査、健康診断、検診等の実施）
 - ・新型コロナウイルスを職員が施設に持ち込まないための健康管理の徹底
- （2）適正な通院と服薬の援助
 - ・通院の支援（個別健康状態のチェック）と連絡の徹底
 - ・服薬支援マニュアルの活用による誤薬防止
 - ・巡回往診（毎月第4金曜日）
- （3）高齢者・重度者等に対応した支援
 - ・毎日の健康チェック、健康状態の把握（排便、体温、食事摂取量等）
 - ・誤嚥、転倒による骨折等事故防止
 - ・医事係、医療機関等との連携
 - ・介護施設への移行検討
- （4）事故予防体制の充実等
 - ・安全対策委員会の開催（月1回）
 - ・インシデント、アクシデント報告書の提出と対策等の検討
 - ・防犯カメラ、マグネットセンサー等の安全システムの活用
 - ・専門知識の習得、ケア技術の向上

4. 楽しい生活の提供

- (1) 豊かな食生活の提供
 - ・給食会議による給食課題の整理と食生活の充実
 - ・食事形態の多様化への対応～特別食の増加
- (2) 余暇活動の支援
 - ・余暇委員会の余暇支援計画に基づく支援の充実
 - ・地域サークル等訪問による余暇の充実
 - ・ひだまり喫茶の活用
- (3) メリハリのある生活の提供
 - ・歳時を取り込んだ生活、行事の実施
 - ・社会見学旅行等の内容充実
 - ・懇親会等行事助成（年3回職員分）
- (4) 潤いのある生活環境づくり等
 - ・園周辺の整備（草刈、公園等の整備）
 - ・安全、防災対策の充実（災害、停電時等の対策～発電機等導入）

5. 職員の資質向上と人材育成の促進

- (1) 職員会議等の開催
 - ・全事業所会議の開催（行事、諸課題等協議・問題意識の啓発、職場活性化）
 - ・職員会議、係会議等の効果的、効率的な会議の進め方と意欲的な会議の工夫
- (2) 研修の充実
 - ・園内研修の実施（OJT研修・外部講師の招聘・専門研修）
 - ・福祉協会、道社協等の研修の活用
- (3) 専門資格取得の推進
 - ・社会福祉士、介護福祉士取得者～特定処遇改善加算等により手当を支給

6. 日中活動等支援の充実

- (1) 係単位の生活・日中活動支援
 - ① 生活支援第1係(男子棟)、生活支援第2係(女子棟)ごとに生活支援、介護を実施
 - ② 支援内容
 - ・基本的生活習慣の習得、バイタルチェック等健康管理
 - ・情操創作活動、散歩、機能維持活動、リハビリ訓練、介護アロマ等
 - ・理髪、買物、外食等
- (2) 係合同の日中活動支援
 - ① 利用者の希望、能力、障害特性等に応じたグループ編成による活動を実施
 - ② 支援内容
 - ・リサイクル作業、清掃、環境整備、訓練棟作業、おひさま活動等
 - ・係合同行事（新年会、忘年会、懇親会等）レクリエーション、体操教室等

IV. 安心生産農園（就労継続支援事業所）運営計画

安心生産農園は、利用者の福祉的就労の場を確保するために平成 21 年より就労継続支援事業所として開設しました。合鴨飼育・加工・販売と有機農産物の栽培・販売の事業に加え、トナカイ観光牧場レストラン事業の 3 つの事業展開を行ってきており、安全で安心できる食品の提供とより高い工賃の支給をめざしています。

就労事業については、コロナ禍からの需要回復や世界情勢等の動きで物価上昇が続く経済状況下で、安心生産農園の運営に多大な影響が出てきています。その中で利用者工賃を確保するための方策を立て、併せて合鴨事業における生産、販売とレストラン事業の収支改善を図る取組みを継続し実施していきます。

また、利用者に好評である余暇支援、社会見学旅行等については新型コロナやインフルエンザの感染状況を見ながら実施していきます。

1. サービスの概要・定員等

(1) 概 要

通常の事業所や企業で働くことが困難な方に、働く場や生産活動の機会を提供するとともに、就労のために必要な知識や能力の向上に向けて訓練を行う。また、利用者の出勤日数や作業能力に応じて工賃を支払う。

(2) 定 員

35 名

(3) 現 員

36 名（男 20 名・女 16 名）

2. 利用者の働く場の充実

- (1) 利用者の意向、適性、障害特性に応じた個別支援計画の作成と支援
- (2) 作業中のリスク軽減を図るため利用者の安全教育と安全対策を確立
- (3) 北の星の生活担当者との連携による支援の充実
- (4) 利用者の高齢化に伴い作業頻度を個別対応で調整
- (5) 相談事業所と連携し新規利用者確保

3. 作業技術等の向上と専門性確保

(1) 作業技術、収益率の向上

- ①合鴨事業は物価上昇により材料費の高騰を踏まえ、商品価格の見直しを図る
 - ・入荷から出荷までの飼育方法の見直しを行い合鴨の育成、出荷率の向上を図る
 - ・包装パッケージの変更、内容量見直し等により適正価格に変更する
 - ・ネット顧客の増加やホームページの検索率を上げる取組の実施
 - ・在庫状況を常に把握し適正な商品管理を行う

②レストラン業務の収支改善と利用者介入率の向上

- ・ランチや喫茶時の新メニューへの取り組み及びメニューの入れ替え
- ・観光客やイベント等の予約弁当やテイクアウト販売の拡大
- ・加工部門との連携を図り合鴨肉の在庫等を調整し活用
- ・レストラン担当利用者の適正の把握とウェ이터業務等の育成
- ・幌延産そばの栽培、手打ちそばを活用した特産メニュー販売

(2) 専門性向上を図るための研修

- ①各種関係団体等の研修会参加
- ②虐待防止啓発のための定期的な研修

4. 作業内容

(1) 農場作業（13名）

- ① 有機野菜の栽培、販売
 - ・ハウス野菜栽培（4月レタス等、7～9月ピーマン等、1～3月ホウレンソウ6～9月そば栽培、収穫）
 - ・ビニールハウス6棟(1,176 m²)管理
 - ・有機圃場 1,176 m²の管理
 - ・販売先との調整
- ② 花苗の栽培、販売
- ③ 受託作業
 - ・トナカイ牧場管理業務
 - ・名山台草刈
- ④ 合鴨飼育管理
 - ・合鴨12,000羽の飼育管理
 - ・合鴨舎5棟管理
 - ・鳥インフルエンザ、サルモネラ汚染等の徹底予防

(2) 食肉加工作業（12名）

- ① 食肉製品の製造
 - ・合鴨（屠殺、解体処理、生肉）
 - ・合鴨燻製、合鴨ハム、合鴨肉ロース、合鴨肉モモ、合鴨タレ等の製造
- ② 食肉製品の販売
 - ・食肉製品の安定した販売先の確保
- ③ 食肉加工施設管理（指定管理者）
- ④ 特産品メニュー食材加工業務

(3) 北星園受託作業（8名）

- ① 北星園舎等の清掃
 - ・食堂、トイレ、玄関等管理棟清掃
 - ・園舎周辺環境整備
- ② 北星園厨房の茶碗洗い

(4) トナカイ観光牧場業務（3名）

- ① トナカイ観光牧場管理業務
 - ・受付、調整、来場者対応、施設維持管理、清掃等
- ② レストラン業務
 - ・飲食、飲料メニューの提供
 - ・接客対応
 - ・売店での販売業務

5. その他

(1) 余暇活動支援、行事等の実施（作業意欲に繋げる活動）

- ① 曜日を限定しない余暇支援の実施～イベント見学、外食、買物の実施
- ② 新年会の一泊旅行の実施
- ③ 少人数による道内での社会見学旅行の実施

(2) 設備

- ① 販売管理システム導入

V. 北の星（共同生活援助事業所～グループホーム）運営計画

北星園では、平成4年から施設入所利用者の地域移行（社会自立）のための第一歩としてグループホーム「北の星」を定員5名で開設し、その後も地域移行を進め、現在、公営住宅での夫婦1組を含め49名の入居者が街の中で生活を送っています。

グループホームの老朽化等に伴う施設整備については、快適な居住空間を目指して年次計画により「北の星」の改修、「ふきのとう」、「しらかば」の建替えを行いました。この施設整備に合わせてグループホーム6ヶ所を5ヶ所に統廃合、再編等進めてきており、今後更に効率的な運営を図っていきます。

高齢化等により心身の機能低下をきたしている入居者が増えていることから夜間職員が配置されている支援体制の整ったホームや北星園への入替えなど入居者の状況に合わせて支援、介護を行っていきます。

グループホーム等から各事業所（職場4・安心生産農園37人・北星園10人）に通っている入居者が円滑に仕事や日中活動が進むよう各事業所と密接な連絡調整を図っていきます。

地域交流ホーム「ひだまり」を活用した喫茶の開催やトナカイ牧場レストランの活用等、入居者の余暇活動を支援していきます。

各ホームにおいて高齢化等抱える課題や問題等について、中長期的視点に立ちその方向性を検討しながら入居者に入所施設とは違った家庭的で、より自立した生活が送れるようサービスを提供していきます。

1. サービスの概要

共同生活援助（グループホーム）

- ・共同生活を営むべき住居に入居している障がい者につき、主として夜間において、入浴、排泄及び食事等の介助、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡その他の必要な日常生活上の支援を行う。

2. 定員等

（1）北の星事業所（グループホーム）

① 定員48名、現員47名（男29名・女18名）

② 入居者内訳

- ・北の星 18名
- ・あすなろ 9名
- ・しらかば 7名
- ・ふきのとう 7名
- ・すずらん荘 6名

③ 平均年齢58.1歳（男60.3歳・女56.1歳・最高齢87.3歳・最年少24.0歳）

（2）地域生活（公営住宅入居者）

- ・入居者2名（男1名・女1名～夫婦）

3. 利用者本位の支援とホーム生活の充実

- (1) 本人及び保護者の意向を重視した個別支援計画の作成
- (2) 日常生活支援の充実
 - ・日常生活活動（ADL）支援
 - ・手段的日常生活活動（IADL）支援
 - ・日常生活上の相談、助言
- (3) 入居者の健康管理と健康支援の促進
 - ・衛生、疾病予防のための支援
 - ・通院支援と服薬の援助
 - ・地域の検診、健康相談の活用
 - ・看護師、支援庶務等協力体制
- (4) 入居者で楽しめる行事の企画、入居者相互の交流等、入居者主体の活動を支援（自己決定、自己選択、エンパワメント）
 - ・みんなの会の支援
- (5) 豊かな食生活の提供
 - ・家庭的な雰囲気の中で豊かな食事の提供
 - ・世話人、栄養士、看護師との連携
- (6) 余暇活動の支援の充実
 - ・北星園、安心生産農園との連携
 - ・地域交流ホーム「ひだまり」の活用（喫茶店、みんなの会活動等）
 - ・トナカイ牧場レストランの活用

4. 職員の資質の向上と人材育成の促進

- (1) 職員会議等の充実
- (2) 研修の充実
 - ・世話人研修の充実
 - ・施設内研修、福祉協会、社協等研修会参加
- (3) 専門資格取得の推進
 - ・社会福祉士、介護福祉士等～特定処遇改善加算により手当て支給

5. 地域との共生

- (1) 地域行事等の参加、地域住民との交流等による障害者への啓発

6. 各事業所との連携

- (1) 職場事業所との情報の共有、連携による支援の充実
- (2) 安心生産農園担当者との情報の共有、連携による支援の充実
- (3) 生活介護担当者との情報の共有、連携による支援の充実

7. 防災体制の整備、強化

- (1) 各ホーム火気取扱等の徹底と防災訓練の実施

VI. ひだまり（相談支援事業所）運営計画

相談支援事業所「ひだまり」は、障がい者（児）が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、本人や家族からの相談に応じ、必要な情報提供やアドバイスを行っております。福祉施設等の利用者や町内在住の障がい者（児）のニーズにあわせ、適切に障害サービスの利用ができるように、サービス等利用計画の作成及び定期的な訪問によるモニタリングを行なうとともに、体験型事業や保護者を対象とした研修会等をとおして、より一層の相談支援体制の充実を図っていきます。また、幌延町等関係機関との連携を図りながら地域における障がい者（児）相談支援の中核的な役割を総合的に担える相談事業所を目指していきます。

1. サービスの概要

（１）特定相談支援事業（幌延町が指定）

- ・計画相談支援～サービス利用支援、継続サービス利用支援
- ・基本相談支援～障がい者（児）からの相談

（２）障害児相談支援事業（幌延町が指定）

- ・障がい児相談支援～障がい児支援利用援助、継続障がい児支援利用援助

（３）一般相談支援事業（北海道が指定）

- ・地域相談支援～地域移行支援、地域定着支援
- ・基本相談支援～障がい者（児）からの相談

（４）幌延町委託相談支援事業

- ・町内に居住する障がい者及び保護者等の相談、支援等

2. 相談支援の充実

（１）計画相談支援の提供

- ・サービス事業者との連絡調整及び協力体制を図りサービス利用計画を作成
- ・適切なサービス利用確認のためのモニタリングの実施
- ・ケアマネジメント手法等による適切な支援の確立

（２）障がい者及び障がい児支援への協力

- ・保護者等関係者を対象とした研修会、勉強会等の提供
- ・障がい者を対象とした体験型事業の提供、障がい児を対象とした専門職による運動能力向上事業や体験型事業の提供

（３）関係機関との連携

- ・幌延町、宗谷圏域障害者総合相談支援センター等関係機関との連携
- ・地域ケア会議への参加

（４）職員研修

- ・専門研修及び資質の向上のための研修

Ⅶ. 利用者の権利擁護

障害者の権利及び利益を擁護することを目的に平成25年より障害者虐待防止法が施行され利用者の虐待防止にかかる障害福祉サービス事業者の責務が明確にされました。また、虐待の可能性に気づいた人に自治体等への報告が義務付けられました。

令和4年度の障害者福祉施設職員による虐待の相談、通報は4104件あり、その内956件の虐待が確認され過去最高となっています。北海道の障害者福祉施設においては、177件の通報があり、40件の虐待が確認されています。

北星園では平成29年度に2度の虐待通報があり宗谷振興局による実地指導がありましたが、虐待の事実はありませんでした。この案件を教訓として、この様な事態に二度と陥らないように、虐待防止委員会が中心となり権利擁護の取組の強化を図ってきました。

福祉サービスは利用契約のもとサービスを提供する側と受ける側の人間関係の上に成り立っていますので、常に人権侵害のリスクを伴っています。特に難しいケースを抱える利用者支援については人権侵害のリスクが高くなりますので、時として怒りの感情と向き合いストレスを上手にコントロールすることも必要になってきます。

職員は利用者の人生を左右する大変大きな存在であることを再認識し、日々「これで良かったのか」又「サービスとは何か」を問い直し、常に検証する必要があります。

あらゆる意味において、常に生活の中心は利用者であることを忘れずに、可能な限り利用者の意思による選択と決定を尊重し、利用者に満足して頂けるように努めていかなければなりません。

令和6年度は各事業所、係ごとに目標の設定、検証を実施しながら次のような権利擁護の取組を行い風通しの良い職場環境を整えていきます。

1. 北星園職員行動基準の遵守、チェックリストの活用
2. 「相談の日」の実施（北星園及び各ホームにおいて苦情処理委員4名が年間6回実施）
3. 苦情ポストの設置（北星園・北の星・安心生産農園3ヶ所）
4. 自治会（北星園）、みんなの会（北の星）の支援
5. 苦情処理委員会、虐待防止委員会、安全対策委員会の実施、検証
6. 権利擁護等についての職員研修（施設内研修の実施・福祉協会等の研修会の参加）
7. 各事業所、係単位で職員行動基準等の目標設定、検証及び目標等の利用者への周知

北星園の職員行動基準

1. 基本的姿勢

- (1) 利用者の人間としての尊厳を大切に権利擁護に努める。
- (2) 支援・援助者としての立場を自覚し、利用者の主体性、個性を重んじる。
- (3) 利用者が快適で豊かな生活が送れるよう支援・援助を行う。
- (4) 一人ひとりの自己実現に向けた専門的支援・援助を行う。
- (5) 専門的役割と使命を自覚し、絶えず自己研鑽に努める。

2. 具体的な行動

(1) 態度について

＊利用者の話に耳を傾け、真剣な対応をすること。

【具体的内容】

- ・利用者支援において、いかなる場面であっても利用者の話を聞き、対応を考え、返答する。その場で対応できない時は、時間、順番付けをし返答、対応すること。

＊利用者を見下したような態度をとらないこと。

【具体的内容】

- ・利用者(サービスを受ける側)、職員(サービスを提供する側)との立場・関係性をきちんと理解し、業務に就くこと。
- ・職員は利用者支援において『してやってる。やってあげてる』などの気持ちを出してはいけない。
- ・障がい者に対する差別、偏見を持たない。

＊威圧的な態度、言葉遣いをしないこと。

【具体的内容】

- ・利用者(サービスを受ける側)、職員(サービスを提供する側)との立場、関係性を理解し、利用者に対し、命令、大声、怒鳴る又は、利用者の訴えを遮る、無視などの行動をしてはいけない。
- ・周りの状況を把握した上で、常に利用者への配慮を心掛け、支援において必要に応じ、場所を変える等の対応をすること。

＊利用者の好き嫌いで判断したり、態度に出さないこと。

【具体的内容】

- ・利用者(サービスを受ける側)、職員(サービスを提供する側)との立場、関係性を理解し業務に就くこと。サービス提供者として、態度、表情に出してはいけない。

＊指示、又は命令して利用者を職員の都合で動かさないこと。

【具体的内容】

- ・本来、職員が行う業務を利用者にやらせてはいけない。

但し、利用者自身が望む又は申し出があり職員の手助けをする場合、相手に説明、同意を得た上で行うこととする。急を要し、その場で説明できない場合は、事後説明を必ず行い、納得を得ること。

*利用者を無視することを支援の逃げ道とせず、一人ひとりの話にきちんと答えること

【具体的内容】

- ・利用者支援において、いかなる場面であっても利用者の話を聞き、対応を考え、返答する。その場で対応できない時は、時間、順番付けをし、返答・対応すること。

※逃げ道～利用者に関わる事で業務が増える。支援しない事で業務が減るという考えを持ってはいけない。

*利用者は「さん」「くん」付けで呼ばれる権利があり、「あだ名」や「呼び捨て」にしないこと。

【具体的内容】

- ・男性に対しては“さん”、“くん”付けとする。しかし、相手が年上の場合は、“さん”とする。
- ・女性に対しては、全て“さん”付けとする。

*暴力、体罰はいかなる場合であっても行ってはならない。(専門職として恥ずべきことであり、こういう事実が確認されれば厳罰に処する)

(2) 利用者との問題解決について

*問題の核心は何かを見極めること。

【具体的内容】

- ・日頃より利用者の話に耳を傾け、関わりを増やし、利用者に関する情報は、職員または係間で情報共有すること。また、利用者の障がい特性、性格、入所後からの様子を踏まえ、普段から利用者の事を観察しておく必要がある。
- ・利用者支援において、支援員間の支援、対応の仕方を統一し、相手への混乱を防ぐ。支援方法の中で違いがあった場合は、その都度係内で話し合いの場を設け、対応を行うこと。

*利用者に対していたずらに結論を先送りすることなく、問題解決の見通しを明らかにすること。

*職員に非がある場合は素直に謝罪するとともに、相手の理解が得られるよう関わること。

【非がある場合の具体例】

- ・利用者を決めつけてしまう（〇〇さんは、～だから）
- ・利用者に異変が見られた又は外傷を負っているにも関わらず、対応職員の判断で対応・処置を先送りし、その後悪化を招いてしまう。
- ・外出時等、利用者を待たせる場面などで職員間の情報共有不足により、利用者が他職員より注意を受ける。
- ・予定・時間変更などを周知せず、利用者を待たせてしまうこと。

上記のような職員側に非があった場合は、謝罪、利用者の理解が得られるようにすること。

（３）利用者への不安定時の基本的な対応について

- * 安心感をもたれるような態度を保つ。（対決的な態度で関わらない、受容しているということを相手を感じてくれる関係を保つ。）
- * 安心感を与えられる位置関係を保つ。（不安定な状況の時は、職員の位置を相手より一段低く対応する。）
- * 不安定な状況にある利用者と接する場合、最初の関わり（アプローチの仕方）でその後の場面が決定しやすいことを認識しておく。
- * 状況が改善されない場合、あるいは悪化するような状況であれば、雰囲気を変えるなどして関係改善を図るか、他職員と対応を変えること。

【具体的内容】

状況に応じて係またはケース会議を設け、職員間での情報共有、共通認識を持ち、統一した支援、対応をすること。

（４）生活の場面

- * 全ての支援、介護において利用者への声掛けをし、了承を得ること。
- * 着替えの時、排泄の時、入浴の時、治療時等に利用者の誇りを尊重し気持ちに配慮すること。

【具体的内容】

- ・他者に見えない、知られない事が望ましく、出来る限り、対応職員と本人だけで処理できる環境作りに努める。

【具体例】

（利用者移送時の車内において）

- ・利用者が飲食できない状況において、職員の飲食は控える。

（気持ちへの配慮）

- ・利用者支援において、相手に不快な思いを抱かせる発言は控える。

「車椅子利用者を立ち上がらせる際、重たい」「失禁した場合に、臭い」などが挙げられる。

(利用者支援～排泄、入浴、治療時～)

- ・ドアを開けたまま、カーテンを開けたまま支援を行うことは配慮に欠ける。

(食事時)

- ・利用者の承諾がないまま、食事を切る、調味料をかけることは配慮に欠ける。

(利用者の居室に入室する際)

- ・ドアをロックせずに入室することは配慮に欠ける。

*入室の時、私物を見たり、郵便物等を開ける時等に本人の立会いや同意を求めること。

*障害のこと、病気のこと、経歴のこと等利用者の秘密を守ること。

*生活の中に利用者の希望をできる限り取り入れ、行事、外出、食事の内容等は、可能な限り利用者が参画して検討すること。

【具体的内容】

- ・障がい程度に関わらず、利用者に関わる全ての行事、外出、食事などは、職員間だけで物事を決めることはせず、利用者をプロセスに関わらせ、利用者の意向を確認し、出来る限り取り入れること。その中で希望に添えない理由が生じた場合は、説明した上で納得を得ること。

*職員自身が利用者に関心を持たれる存在であること。

*利用者とともに行動し、生活の支援を行うことを基本とすること。

*勤務することが楽しみにされる存在であること。

*全ての場面で職員は、利用者の生活を支援する存在であることを認識すること。

*利用者のいる場所にいない、関係のない場所にいたり、あるいは関係のない場所での仕事をつくらうとしないこと。

*公私混同しないこと。(働く以前の問題)

*利用者、職員同士の挨拶は必ずすること。

(5) 日中活動の場で

*活動を通して、利用者の行動の安定と可能性等を引き出せる職員であること。

*共に活動することを通して信頼関係が形成されること。

*職員自らが率先して活動を行うこと。

*活動が始まる時間に職員室にいて利用者を待たせないようにすること。

令和6年度 研修等計画

1. 施設内研修計画

月	研 修 名	研 修 内 容	対 象 職 員
4	施設運営・権利擁護研修	事業計画による運営方針・職員行動基準等による研修	全職員
6	B C P 研修会	自然災害、感染症防止等に係る研修	全職員
9	ハラスメント研修会	ハラスメント委員会による研修	全職員
11	福祉講演会	内容未定（外部講師）	全職員・町民
12	施設内研修	研修委員会による研修	全職員
1	権利擁護研修	虐待防止委員会による研修会	全職員
2	B C P 研修会	自然災害、感染症防止等に係る研修	全職員
3	救急救命講習会	AED 使用方法、心肺蘇生法等	新任・3年に1度
随時	課題別研修	各事業所ごとに課題を設定	全職員(各事業所)
随時	研修会報告	各研修会に参加した職員による報告会	全職員

2. 施設外研修計画

※一部オンライン研修等に変更あり

月	主 催	研修名又は研修内容	場 所	人数	対 象 職 員
5	北北海道知的障がい福祉協会 北海道知的障がい福祉協会	定期総会・研修会	旭川市	2	施設長・支援研 施設長
		定期総会・施設長セミナー	札幌市	2	
6	北海道社会福祉協議会	施設職員スキルアップ講座	札幌市	2	生活支援員
7	北海道社会福祉協議会等 北海道知的障がい福祉協会	強度行動障害支援者養成研修	札幌市	2	生活支援員 生活支援員
		北海道知的障がい関係支援員研修	札幌市	2	
8	稚内保健所	調理従事者研修	稚内市	2	栄養士・調理師
9	北海道社会福祉協議会 北海道知的障がい福祉協会 北海道宗谷振興局社会福祉課	事務・経理担当専門研修	札幌市	2	事務員 生活支援員等 管理者等
		北海道知的障がい関係支援研修	旭川市	2	
		集団指導監査	稚内市	4	
10	北海道知的障がい福祉協会 北海道知的障がい福祉協会 北北海道知的障がい福祉協会 北北海道知的障がい福祉協会	全道知的障害関係職員研修大会	札幌市	2	生活支援員等 生活支援員等 生活支援員等 生活支援員等
		地域支援セミナー	札幌市	2	
		権利擁護伝達研修会	空知管内	2	
		新任職員研修会	上川町	3	
11	北海道知的障がい福祉協会 北海道知的障がい福祉協会 北海道障がい者保健福祉課	就労支援施設職員研修会	札幌市	1	職業指導員等 生活支援員等 相談支援主任専門員
		自閉症セミナー	旭川市	2	
		相談支援従事者研修	札幌市	1	
12	北海道知的障がい福祉協会 北海道社会福祉協議会 北海道社会福祉協議会	日中部会支援部会職員研修	札幌市	2	生活支援員等 生活支援員 生活支援係長
		サービス管理責任者更新研修	札幌市	2	
		障害者虐待防止権利擁護研修	札幌市	1	
1	北海道知的障がい福祉協会 北海道知的障がい福祉協会	幹部職員研修	札幌市	2	主任・係長等 相談支援主任専門員
		発達障害支援部会職員研修会	札幌市	1	
2	北海道障がい者保健福祉課 北北海道知的障がい福祉協会	北海道障害者虐待防止権利擁護研修	旭川市	2	生活支援員等 生活支援員
		職員研修会	旭川市	3	
3	北海道知的障がい福祉協会	全道施設長研修会	札幌市	2	施設長
随時	その他研修会・施設視察	研修内容等に応じて参加	未 定	未定	全職員

令和6年度 行事等予定(事業所・係)

※新型コロナウイルス感染症の状況により中止又は変更あり

月	全 体 行 事	各 事 業 所 行 事			各関係団体行事
		北 星 園	安心生産農園	北 の 星	
4	着任式	懇親会	懇親会	みんなの会総会	
5	相談の日				
6	防災避難訓練 交流会(代替)	稚内買物・外食 誕生会		稚内買物・外食	ソフトボール大会
7	相談の日	幌中交流会			幌延神社祭
8	夏期一時帰省 夏休み旅行 盆踊り大会	合同行事		みんなの会焼肉	名林公園祭 おもしろ科学館
9	開園記念日 北星園祭(代替)	社会見学旅行 老人クラブ交流会	社会見学旅行	社会見学旅行	パークゴルフ大会 スポーツ交流会
10	相談の日	誕生会 社会見学旅行	獣魂祭 社会見学旅行	社会見学旅行	
11	防災避難訓練 福祉講演会	稚内買物・外食	社会見学旅行	稚内買物・外食 防災避難訓練	
12	クリスマス 冬期一時帰省 相談の日	もちつき 忘年会	忘年会	夕食会(社協)	
1	冬期一時帰省	新年会 誕生会	新年会	みんなの会新年会	
2	相談の日	節分・長寿祝		北の星懇親会	
3	相談の日 離任式	ひな祭り 自治会総会	懇親会		
毎月		余暇支援	余暇支援	余暇支援	

令和6年度 会議等予定

	全 事 業 所	北 星 園	安心生産農園	北 の 星	そ の 他
月2回	管理者会議				必要に応じて、 各事業所・委員 会等会議
月1回	連絡調整会議 虐待防止委員会 余暇委員会	担当者的会議 給食会議 安全対策委員会	担当者的会議	担当者的会議 世話人会議	
年6回	全体支援会議	支援会議			